

◎新潟県告示第799号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎58番地
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター
株式会社アルビレックス新潟
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日